

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 29 年度 第 1 回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	平成 29 年 12 月 26 日(火曜日) 14 時 00 分から 16 時 05 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 4 委員会室
出 席 者	大西委員・富岡委員・仲委員・永井委員・川元委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 地域型保育事業の認可について (2) その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 関係法令及び枚方市基準条例等 資料 2 審査表（小規模保育事業 A 型）  参考資料 1 枚方市社会福祉審議会委員名簿 参考資料 2 社会福祉審議会条例及び枚方市情報公開条例等 参考資料 3 保育施設の整備予定及び待機児童数の推移 参考資料 4 市内施設位置図
決 定 事 項	新たに小規模保育事業 A 型を実施する 3 施設の認可に際して、意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 審査の内容に「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競走上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

## 審 議 内 容

### 【会長】

それでは、ただいまより平成29年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。

それでは、事務局から本日の会議についての説明をお願いします。

### 【事務局】

まず、初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員5人で構成されており、本日は5人全員の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の配付資料のご確認をさせていただきます。

上から、次第、資料1「関係法令及び枚方市基準条例等」、資料2「児童福祉施設認可審査表」、参考資料1「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会委員名簿」、参考資料2「社会福祉審議会条例及び枚方市情報公開条例等」、参考資料3、「保育施設の整備予定及び待機児童数の推移」、参考資料4「市内施設位置図」がございます。

以上、6点の資料をお配りさせていただいておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

### 【会長】

よろしいでしょうか。続きまして、会議の運営事項について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、本日の会議の運営事項についてご説明させていただきます。

本日の案件につきましては、本市における小規模保育事業の認可に関して、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

認可審査に関する資料につきましては、本市情報公開条例第5条に規定されている非公開情報が含まれておりますので、案件の審議を始める前に、その内容と会議運営の方法についてご確認をいただきたいと思っております。

それでは、参考資料2「社会福祉審議会条例及び枚方市情報公開条例等」をご覧ください。

1ページ目の上の部分、網かけをしているところですが、社会福祉審議会条例第8条には、「会議の公開等」について、「審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は非公開とすることができる。」と規定されておりました。同条第1号に「枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議」と定められております。

続きましてその下に、枚方市情報公開条例第5条の第1号から第7号までを抜粋したものを掲載させていただいておりますが、こちらが非公開情報として限定列举されているものでございます。

2ページをご覧ください。この中で網かけをさせていただいている部分、第3号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」につきましては、非公開情報に当たるとされております。

本審査会では、法人の経理関係書類などをもとに、経営状態などの確認や新たな施設の設置に関して、法人内部の人事ですとか、採用に関したような情報も取り扱うこととなりますので、そういった情報につきましては、事前に外部に漏れることで、法人の施設運営等に関する正当な利益を害するおそれがあるものと考えております。

また、法人の役員や職員の履歴書等に記載されている、住所、生年月日などの個人情報につきましても、第5条第1号の規定により、個人情報に当たることから、非公開情報に当たると考えられます。

なお、本日、お手元にお配りさせていただいております資料につきましては、公開できる内容として作成しておりますので、資料につきましては、会議終了後、市ホームページにおいて公開をさせていただく予定にしております。

なお、会議録につきましても、この会議が終わりましたら作成させていただき、公開情報と先ほどご説明させていただいた非公開情報の部分を整理した上で、案を委員の皆様にご確認いただき、公表をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

会議運営事項のご説明は、以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から、会の運営事項についての説明がありました。本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づいて非公開事項を取り扱うこととなります。そのため、非公開事項に関連する部分もあると思っておりますので、忌憚のないご意見をいただけますようお願いいたします。

なお、会議録につきましては、先ほど説明がありましたように、各委員の発言に関して、非公開部分については削除等をしていただくことになると思います。そして、公表するということが、妥当かと考えますが、皆さん、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、案件の地域型保育事業の認可について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

地域型保育事業の認可について、具体的な申請書類等のご確認をいただく前に、事業認可の法的根拠、枚方市の待機児童の現状、それから認可審査の方法について、ご説明させてい

たきます。

まず、事業認可の法的根拠でございますが、資料1「関係法令及び枚方市基準条例等」をご覧ください。

1 ページの網かけ部分、児童福祉法第34条の15の第2項に、「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て家庭的保育事業等を行うことができる。」と規定されております。この家庭的保育事業等の中に、本日、審査をいただきます小規模保育事業が含まれており、それについて市長の認可を得る必要があるという旨が、ここに規定されております。

次に3ページ中ほどの網かけ部分第4項に、「あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならない」といった内容が規定をされており、今回開いていただいておりますこの審査会が、ここでいう審議会となります。また、本日、事務局からの資料説明や各園の認可申請書をご確認いただき、会議進行の中で、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

次に枚方市の待機児童等の状況についてですが、参考資料3「保育施設の整備予定及び待機児童数等の推移」をご覧ください。

本市では、現在、通年での待機児童ゼロということを目標に、保育所等の入所枠の拡大に取り組んでいるところですが、平成29年度には、年度途中にも公立の小規模保育事業の開設などの取り組みを行っております。また、平成31年4月までの取り組みについて、現在の予定を上の表の中に記載をしておりますが、その中に網かけをしております部分に、本日、ご審議いただきます3カ所の小規模保育事業に関するものも含まれております。

また、資料の下段の部分ですが、平成23年度以降の入所児童、待機児童等の推移のグラフでございますが、この間、待機児童解消に向けて約1,300人の定員増の取り組みを行っておりますが、女性の就業率の増加ですとか、それに伴う保育需要の高まりもあり、待機児童が発生しているという状況でございます。そこで、さらなる待機児童解消の取り組みを進めていくためにも、今回、小規模保育事業の創設についても、委員の皆様にご審議をいただきました上で、実施をしていきたいと考えております。

なお、今回、ご審議をいただきます各施設の位置につきましては、参考資料4の枚方市の地図の中にマーカーで丸をつけさせていただいておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、認可の審査方法についてです。認可につきまして、どのような内容の確認が必要かという点について、ご説明させていただきます。

資料1の3ページの一番下の部分、児童福祉法の第34条の16をご覧ください。ここでは、市は、「設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。」と規定されております。また、1ページに戻っていただき、児童福祉法第34条の15の第3項、③と書いている部分ですが、「認可申請があった際には、先ほど申しました市の条例のほか、以下に掲げる基準に適合するかを審査しなければならない。」と規定されております。

なお、今回ご審査いただく案件は、全て社会福祉法人によるものですので、ここではその下、漢数字の四に網かけをしておりますが、ここの第4号、「次のいずれにも該当しないこと。」という項目のみがこの部分では該当してくることになります。

また、市の条例につきましては、資料1の5ページ以降になりますが、今回、ご審査いただきます小規模保育事業A型というものにつきまして、主に職員配置や保育室、園庭の面積

などについて定めた部分などを《抜粋》として掲載をさせていただいております。

また、資料1の最後の13ページから15ページまでになりますが、こちらのほうには、市が内規として定めております地域型保育事業の認可に関する審査基準を掲載しております。

ただいま申し上げました、児童福祉法、また市の条例及び審査基準で求める事項等につきまして、確認事項等を事務局で一定整理をさせていただいたものが、本日の資料2「児童福祉施設認可審査表」となっておりまして、各施設分を添付させていただいております。本日はこの審査表に沿って審査、確認をお願いしたいと考えております。

続きまして認可の審査方法についてです。昨年度は、事務局で事前に確認した内容を委員の皆様にお示しをさせていただいておりましたが、昨年度いただいたご意見なども踏まえまして、やはり各委員の皆様へ、直接、申請書類をご確認いただきながらご意見をいただくべきだと考えております。そこで、各園からの認可申請書及び資料2「児童福祉施設認可審査表」でご確認をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

具体的には、本日、会議開催前に各園の経理状況につきまして、委員に事前に書類のご確認もいただいておりますので、まず、その内容についてご説明をいただきまして、その後、各施設の概要につきまして、イメージしていただきやすいように、ここのテレビの画面になりますけれども、パソコンを通して、まず、1園目に（仮称）ギンガ小規模保育園から、施設の外観や周辺の状況がわかる写真等をお示しさせていただきながら、事務局からご説明させていただきます。

その後、認可申請書と審査表で確認をしていただきたいと考えております。1園目につきましては、事務局で説明をさせていただきながら確認をしていただきたいと思っております。1園目の書類確認が終わりましたら、審査会としての意見を付すかどうかのご確認をいただき、それが終わりましたら、2園目の常称寺枚方駅前保育所につきまして、同じく写真で概要を説明させていただいた後、2園目以降は各委員の皆様でそれぞれ書類を確認していただく形で、不明な部分につきましては、随時、事務局にご質問していただくという形で進めたいと考えております。

その後、最後に3園目の（仮称）長尾小規模保育施設の審査という流れで進めていただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局の説明は、以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただいま事務局から認可審査の進め方についての説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

（異議なし）

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、まず児童福祉法の中にも13条15の3の1にありますように、会計の部分ですが、

保育の継続性という観点からも重要になりますので、先ほどの説明にもありましたように、委員が事前に3園の会計資料について確認していただいていますので、ご意見をお願いします。

**【委員】**

それでは、社会福祉法人銀河について、ご説明させていただきます。

こちらの法人は、昭和47年に設立された社会福祉法人で、現在、保育園を2園経営されています。事業収支につきましては、過去3期を確認しましたが、最終期で法人の売り上げに上がっている保育事業収入、事業収支差額、貸借対照表と吟味いたしましたところ、内容につきましては、ほぼ健全であるという意見を述べたいと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。委員ありがとうございます。

それでは、今のご説明いただいた会計部分について、各委員のほうから、ご意見とか、ご質問ございませんでしょうか。

(質問なし)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、続いて事務局から1園ずつの概要についての説明ということになるかと思いますが、お願いをしたいと思います。

**【事務局】**

それではご説明させていただきます。まず、1園目の(仮称)ギンガ小規模保育園についてですが、テレビ画面をご覧ください。こちらが付近図になります。参考資料4の枚方市内の地図ですと、Aのピンクのマーカの箇所になり、隣には同法人が経営しておりますギンガ保育園がございます。

画面に戻っていただき、こちらが建物を正面から見た画像です。一戸建てで、建物の両側が駐車場になっております。現在、保育施設にするために工事が進められています。

次の画像ですが、建物の左側から撮影したものになります。こちらが建物を正面に見て右側の駐車場をアップで撮影したものになり、この駐車場の奥が園庭になります。園庭の面積基準上は満たしていますが、実際の園児の利用を考えますと、隣のギンガ保育園の園庭に大きく余裕がありますので、そちらを使わせていただくということになるかと思えます。

次の画像ですが、こちらは左側の駐車場と玄関になります。次の画像は、向かいの道路になり、参考資料4の市内地図にある川がこちらになります。また、左の壁の上に遊具が少し見えているかと思えますが、こちらがギンガ保育園の壁で、壁の向こうがギンガ保育園の園庭になっております。

次の画像ですが、建物から見て、右側の道路になります。

続きまして、改修後の図面から概要を説明させていただきます。

保育室は、1階にあり、定員は0歳児1人、1歳児5人、2歳児6人になります。他には、子ども用のトイレ、給食室等がございます。給食室となっておりますが、実際は、隣のギンガ保育園で調理して運んでくる予定ですので、こちらでは温めたりという対応をすることになります。2階には、職員の事務室、休憩室がございます。

駐車場についてですが、2台分あるので、利用人数の12人に対しては少ないわけではないですが、時間帯によっては重なることもあると思います。その場合は、隣のギンガ保育園の駐車場を使わせていただくということになると、園長から報告を受けております。

以上が、写真等による概要の説明になります。

続きまして、審査表に基づいて、ご説明させていただきます。

資料2の1「児童福祉施設認可審査表、(仮称)ギンガ小規模保育園」をご覧ください。

No. 1、2の資金面については、先ほどの委員の報告から、確認欄に○していただけるかと思えます。

続きましてNo. 3、「管理者、園長」、園長の「専従かつ常勤か。」という項目については、事前に認可申請書により事務局で確認させていただくことが可能ですので、○をさせていただいております。

No. 4「保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。」となっておりますが、こちらは、各園の認可申請書類一式を綴じているチューブファイルの資料7「管理者の履歴書」をご覧ください。こちらが、新たに(仮称)ギンガ小規模保育園の管理者に就任する職員となります。経歴は、記載のとおりで、現在はギンガ保育園で主任をされております。資格としましては、次のページに保育士証を添付しています。

続きまして、No. 5の開所日数ですが、資料の先頭の「地域型保育事業認可申請書」の次のページ「地域型保育事業実施計画書」の真ん中付近の欄に、開所日数292日と書かれております。基準としては、年間の開所日数が日曜日と祝日を除いた日となっており、平成30年度の日祝、年末年始を除いた開所日数は292日となっております。こちらは、事務局で事前に確認しておりますので確認欄に○を記入しております。

No. 6ですが、「標準時間認定の利用者の利用時間に合わせて、11時間の開園時間となっているか。」となっておりますが、先ほどの認可申請書の開所日数の下の欄に、開所時間7時半から夕方18時半の11時間となっているので、事前に事務局で確認欄に○を記入しております。

次にNo. 7「認可定員・利用定員」について、小規模保育は、「6人以上19人以下となっているか。」という基準があり、資料の「地域型保育事業実施計画書」の次のページ「家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項」の上のほうに認可定員と利用定員の記載があり、0歳児1人、1歳児5人、2歳児6人、合計12人となっておりますので、基準を満たしていることが確認していただけるかと思えます。確認欄については、人数の数字の確認になりますので、事務局で○を記入しております。

続きまして、No. 8番「保育士」について、「配置基準以上に配置されているか。」につ

いてですが、認可申請書類の資料6の1「職員体制」をご覧ください。上の段から所長、園長ですね、そして保育士が2名、次の看護師は保育士と読みかえることができますので、保育士の配置としては3名になっており、2「職員配置基準」に記載している基準上必要な最低人数は3人、それに対して正職員を3人配置できているというところから、こちらも事務局で事前に確認欄に○を記入しております。

No. 9「職員配置ローテーション表は、適切か。」についてですが、認可申請書類の資料8に記載されているようにシフトを組むとことになっています。

続きまして、No. 10「保育士資格を有しているか。」についてですが、認可申請書類の資料9に職員の履歴書及び保育士証を綴っております。こちらも事務局で事前に確認欄に○をしております。

続きまして、No. 11「嘱託医」について、「嘱託医は、配置されているか。」ということで、こちらも嘱託医として提携していただく医師の免許証を認可申請書類の資料10に綴じています。こちらも事務局で事前に確認欄に○を記入しております。

続きまして、No. 12「建物の構造」について、「保育室が1階にあるか。」ということについてですが、こちらの項目は2階以上に保育室を設置しますと、耐火構造ですとかさまざま基準を満たす必要がでてきますが、今回申請してきている3園につきましては、全部1階で保育するということになっておりますので、その他の基準を満たす必要はないことになります。そこで、保育室が1階にあるということで、確認欄に○を記入しております。

続きましてNo. 13「耐震構造となっているか。」についてですが、「昭和56年6月1日以降の建築物であれば、新耐震の基準を満たしている。」ことになることから、認可申請書類の資料11の「建物の検査済証」から工事の完了年月日は昭和62年9月29日であることがわかり、昭和56年以降の建築ということから、基準を満たしていることとなりますので、事前に確認欄に○を記入しております。

続きまして、No. 14「保育室等の面積基準」になりますが、こちらは先に図面から面積を読み取り事務局で記載しております。認可申請書類の資料12の2枚目の1階の平面図をご覧ください。保育室の面積は31.88㎡となっており、0歳児から2歳児の状態に合わせて区画を分けて使用すると聞いております。面積基準を超えていることから、事前に確認欄に○を記入しております。

続きまして、No. 15「設備の有無」の欄の一番上から調理設備、こちらの小規模保育事業の必須設備となっており、図面の1階の左上のほうに給食室の設置があることから、事前に確認欄に○を記入しております。なお、給食室7.87㎡と記載がありますが、面積基準はございません。

次に、No. 16「便所」、子ども用のトイレですね。こちらも必須となっておりますが、図面の1階の真ん中、上のほうですね。「幼児便所」というふうに、配置される予定になっておりますので、事前に確認欄に○を記入しております。

続きまして、No. 17、18の「手洗い設備、沐浴設備」については、「望ましい」となっております。手洗い設備は、図面で確認できておりませんが、沐浴室については幼児便所の部屋の中に、シンクのような、記載がありますので、沐浴設備にあたるものと読み取っております。

続きまして、No. 19「事務室」につきましては、2階に設置されておりますので、事前に確認欄に○を記入しております。

次に「駐車場は、以下の要件を満たしているか。」についてですが、駐車スペースの確保というのは設備基準にはございませんが、保育園を運営するに当たっては、車での送迎に対応するため、最近では必須という状況になっておりますので、記載させていただいております。

まず、No. 20「駐車台数は十分にあるか。」、No. 21「同一敷地内にある場合、園庭等から子どもが駐車スペースに入れないように区切られているか。」ということになっております。

駐車台数につきましては、先ほど写真でご説明させていただいたとおり、2台とめることができます。2台で十分かという判断が難しいところではありますが、仮に混雑する場合は、隣のギンガ保育園にとめていただくという対応になりますので、その上で、もし、ご意見等ございましたら、後ほど言うていただき、確認欄に記入していただければと思います。

「同一敷地内にある場合、園庭等から子どもが駐車スペースに入れないように区切られているか。」についてですが、先ほど見ていただいた図面から、手前が駐車場で、奥に園庭となりますので、区切っていただく必要があるのかなというふうに考えております。

隣のギンガ保育園の園庭もごございますが、こちらの園庭も使うことにはなるかと思っておりますので、そういう対応をしていただく必要はあるかと思っております。

続きまして、「土地の所有形態」につきまして、まず、一番下の「国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けている。」ここに○を記入させていただいております。こちらは認可申請書の資料13の「土地・建物賃貸借契約書」の2枚目ご覧ください。借主が社会福祉法人銀河となっており、貸主は個人の所有の土地と建物を借りるということになっております。

次にNo. 23 土地等を貸与する場合は、「地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記」することが必要となっておりますが、その下、「ただし、以下のいずれかに該当する場合は登記を要さない」となっております。

続きまして、No. 24「建物の場合賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上となっている」、「土地又は建物の貸主が信用力の高い主体」、「その他、市町村長が安定的な事業の継続性の確保が図れると判断」、この場合には登記等も設定する必要がないというふうになっております。今回の場合は、同じ法人内の職員の個人の土地を借りるということになっておりますので、少し判断が難しく、「土地又は建物の貸主が信用力の高い主体」と見なすのか、その下の「その他、市町村長が安定的な事業の継続性の確保が図れると判断」と見なすのかという、どちらかになってくると考えております。どちらにしても、運営法人内の職員が所有している土地になりますので、運営法人の意向を無視して土地・建物の返却を求めることなどは考えにくいので、特に運営上、支障にはならないかと考えております。

次、No. 25「賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下か。」となっておりますが、先ほどの契約書の第4条に賃借料の記載があり、地域の水準に照らして適正な額かどうかという判断になってきます。

続きまして、No. 27「賃借料及びその財源が収支予算書に計上されているか。」ということになっております。

続きまして、No. 28「連携施設」について、「連携施設と十分に連携を図ることができる

か。」ということですが、認可申請書類の「家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項」のページの下の方に「連携施設」という大きな項目がありますが、こちらで連携施設は隣にあるギンガ保育園を設定されることになっております。

連携の内容につきましては、連携する項目に○が記入されています。3つ目に「当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。」となっておりますが、こちらは小規模保育園から隣のギンガ保育園に確実に上がれるような定員の設定にはなっておりませんので○が記入されておりません。また、市の利用調整で優先的に対応させていただくこととなりますが、必ずしも隣のギンガ保育園に入園できるわけではありません。

認可申請書類の次のページの連携施設の「具体的な連携内容」については、こちらの記載にありますように、「保育に関する相談・指導等の支援、研修受講時の代替要員派遣、卒園後の受け皿支援については、市が全保育所を対象に利用調整を行うことで対応」というふうに記載されております。実際の連携としましては、隣に同一法人が運営する認可保育所が建っておりますので、いろんな面でサポートが受けやすく、連携は十分にとっていただける環境ではないかと考えております。

続きまして、No. 29「屋外遊技場」園庭についてですが、認可申請書類の資料 12 の 3 枚目の配置図をご覧ください。こちらに屋外遊技場の記載があり、面積は 25.34 m<sup>2</sup>となっており、基準上必要な面積は 2 歳以上の面積が必要となりますので、必要面積は 6 × 3.3 で 19.80 m<sup>2</sup>必要となりますが、基準を超えていますので、事前に確認欄に○を記入しております。

続きまして、審査表の 3 ページの No. 32、「調理員は、配置されているか。」についてですが、先ほどの職員一覧に記載がなかったとおり、調理員を配置していないことから、「配置していない場合、以下の要件を満たしているか。」ということで、審査項目 No. 33 から 37 についてですが、こちらは隣のギンガ保育園で調理をし、こちらに搬入するという運営になることから、対応していただけると考えております。ギンガ保育園は、調理を委託されており、認可申請書類の資料 14、こちらが給食業者との委託契約書及び覚書になっており、適正に提供されているかどうかという判断していただくこととなります。

続きまして、No. 38「保育の全体計画」につきましては、認可申請書類の資料 15 平成 30 年度の全体の計画をご確認いただき、判断していただくこととなります。

続きまして、No. 39「運営規程」、「園の運営に関する重要事項（必須の 11 項目含む）が規定されているか。」についてですが、こちらは認可申請書類の資料 16 になります。必須の 11 項目が規定されているかどうかについては、事務局で事前に確認しておりますが、また、内容を見ていただいて適正かどうか、判断していただけたらと思います。

最後に No. 40、「就業規則」が「適切に作成されているか。」についてですが、基本、現在の社会福祉法人で使用している就業規則をそのまま当てにいくというようなイメージで現在作成されているというふうに園長から報告を受けております。

以上が、審査項目の説明となります。少しお時間をとらせていただいて、ご意見等をいただけたらと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、(仮称)ギンガ小規模保育園について、何かご意見ございますか。

**【委員】**

1つ思うのは、隣接しているところが、普通の住宅になりますよね。私は、この道を通ることがあるんですが、ギンガ保育園は壁で囲まれていて、近所の騒音対策はできていると思うんですけど、ここは、普通の家になりますよね。向かいの家もね。そうすると、もともと住んでいて保育園が近くにあるからわかっているとは思いますが、車の出入り、それと子どもの声、庭で遊ぶことによって、ご近所とのトラブルが起きないかなということがやはり心配ですね。入園する子どもにしても、そういったことでご近所からの苦情であるとか、トラブルになりかねないような気がしないでもないで、その辺をどう考えられているのか。それと、送迎のときに車2台は、両側の車庫に入れるということですけども、それも一緒に、近隣トラブルのもとになりやすいというのがあるので、その対策を市のほうでやるのか、それとも園に任せるのか、できてしまったら終わりという形になるのか、その辺ですよ。

あと、今ある建物とギンガ保育園の間には、大きい壁があり、騒音対策ができていると思うんですけど、例えば、この壁を、もう1個、こっち側へずらすのか、そういう対策をとられるのか。その辺のところは、やっぱりきっちりしていただかないと、開園してしまうと、やはり今は、すごい敏感ですからね。そういう問題がないかなというふうに私は感じました。

**【会長】**

ありがとうございました。いかがでしょう。

**【事務局】**

事前に園長にその辺について聞き取りのほうをさせていただいているんですけど、まだ実際、子どもの声とかが出ていないこともあるのですが、今のところ隣の方は好意的に捉えてくれていて、設置の説明に伺った時には、「子どもの声が聞こえると時間わかっていいわ。」みたいな、登園の時間ですね、それは、現在、お子さんが入られていない状態での意見になりますので、実際運営が始まってからになりますと、言われるという可能性はあると思うんですけども、これまでの園長からの近隣や自治会の方への説明時には、悪いように捉えられてるという感じはないと聞いております。

**【会長】**

そうですね。それは、大丈夫だということですね。

**【委員】**

開園前に了承しましたって言われても、開園してから、実際声が大きかったということもありえますよね。こんなんでは、やっていけないとか。

後は、この住宅地の中に12人の子どもの送迎のための車が入ってきたときに、やはり近所

とのトラブルになるのではと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。その点につきましては、市から確認をお願いいたします。近隣対策に対して、騒音という観点ですね。園から出る音に対しての対応が、隣のギンガ保育園並にされるのかどうかということでしょうね。それは、責任上必要かと思えますね。他にご意見ございませんか。

**【委員】**

今のお話にも関係するのかなと思うんですけど、近隣対策はとても大切という面と、あともう一つは環境整備、園の保育環境としての環境整備というふうに見ると、園庭の部分ですが、駐車場が2台あるんですけど、逆に言うと、駐車スペースが本当に要るのかなという気がするんですね。というのは近隣に本園があって、十分、駐車スペースどれぐらいあるかわからないんですけど、ここに例えば車を入れたとして仕切ったとしても、そこで園庭として整備するということにしても、このままじゃないというイメージかもしれませんが。

安全上の部分と環境という意味では、もうちょっと配慮が必要かなと思います。逆にこの1台分はなくしてしまっって、園庭としてきちんと整備したほうが、例えば、騒音のことに関しても、きちんと何かできるかも知りませんし、将来的には、そういう可能性はどうなのかなと思いますね。

連携施設と隣接しているゆえにできるある意味環境づくりみたいなことが、もしかしたらできるといいかなと思うんですけども。

例えば、上のところに屋根をかけるとか、それこそ屋根をかける、あるいはちょっと高いフェンスで囲うということで、園庭で遊ぶにしても、意外と騒音を吸収できるかもしれませんし、整備をきちんとすることによって、近隣とのトラブルも避けられる形もあるかなというふうに思います。

**【会長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

この写真からすると、天の川は向こうになるのでしょうか、手前になるのでしょうか。

**【事務局】**

施設の玄関から見た写真になりますので、ガードレールの向こうが天の川になります。

**【委員】**

はい、わかりました。

**【会長】**

21番のチェック事項のことでもありますよね。さっき委員がおっしゃったように整備した場合には、駐車スペースのことも考え合わせると、ここで無駄に、駐車スペースと園庭とをきちっと分けないといけないわけですから、そういうところのリスクが避けられますよね。やはり子どもがどういう形で駐車スペースに入るかわからないので、そういうところでいうと、全部園庭に整備してしまったほうが、子どもの安全という観点から見るといいのではないかなど。だから、この21番の確認項目にも抵触しますので、連携施設であるギンガ保育園の駐車スペースの利用等を検討していただければとは思いますが、確認していただければと思います。

他にご意見ございませんか。

**【委員】**

もう1つ質問なんですけど、ギンガ保育園の本体の建物があって、小規模施設になる家がありますよね。間にある壁をくりぬいて、通路みたいにすることはないのでしょうか。

**【事務局】**

現在、小規模保育施設は同一敷地内につくれないという基準がございます。

**【委員】**

同一敷地内ではないですよ。一応、机上は。

**【事務局】**

あそこをくりぬくことによって、同一敷地内と見られる可能性があるのです。

**【委員】**

だけど、そうすると、ギンガ保育園の駐車場は、交野市側にありますので、そこから国道の横の歩道を100メートルぐらい歩いて、この施設に子どもを預ける、帰るときも含めて。運営面でいうと、やっぱり悪いじゃないですか。

例えば同一敷地にしなくてもいいから、2階から橋つけるとか、そんな形で、連携するにあたり、やっぱり安全面も、出入りを考えないなといけないのではないですかね。給食を運ぶにしても、外から回って国道通って一回一回車で持ってくるのかという話もあるし、そうするとまた近隣の人に、お昼になったら給食を運ぶ、片づけのときもまた車が来るとなってくるので、この地図を見ると。

**【笠井課長内裏】**

園の通用門が、この曲がったすぐのところに門がございます。

**【会長】**

その写真はありますか。

**【事務局】**

その箇所については、撮影しておりません。

**【委員】**

でも、それはもともとおかしい話ですよ。同じ敷地で穴あけたらと考えるのは。

**【事務局】**

基準上はそのようになっています。そこは、園としてもあけたいという意向は持ってはいたんですけど、一応、小規模保育施設として、運営するに当たっては、設置基準というのがありますので、そこは同一敷地内とみなされないような設置を、まず、しないとイケないという。

**【委員】**

そうしたら壁の中にドアつけるとかやったらいけるのですか。壁をくりぬいてドアつけて、言うたら小規模施設まで同じ壁で、こうやったほうが近隣対策にはなると思うんですけどね。その辺はお考えいただいたら。

**【事務局】**

園としては、当然、中を抜けていくほうが安全上問題ないので、そういう意向は持っているんですけども、基準上今すぐにはそれができないということになっております。

**【会長】**

構造上の問題についてですが、ギンガ保育園と同じ給食センターに依頼をして、給食を搬入してもらう業者委託という形になっていますが、ギンガ保育園と一括で運ぶのか、それとも別トラックで運ぶ、直接、業者から運んでくるのかという、そのあたりはどのようなようになっていますか。

**【事務局】**

給食についてですが、ギンガ保育園のほうに業者が来て、ギンガ保育園で調理して、搬入するという方法になります。

**【会長】**

ということは、冷めるということですね。

**【事務局】**

そうですね。そのような状況に対応するために、小規模保育施設では調理設備が必須となっております。こちらの園でも設置されます。

**【会長】**

やはり、0、1、2歳ということになりますから、配慮が必要な食事というのが非常に多いんですね。ただ、ギンガ保育園の中で調理をしたからといって、ここへ持ってきてすぐできるというわけではないと思います。そうしたらギンガ保育園の職員がついてきて、そこで、また、この給食室で、そういうことをして、それぞれ搬入するのかどうかというのが1点と、それから、そうなってくると人が必要になるということが1点と。それと、動線を考えてみると、給食室からホールの玄関を通過して保育室へ運ぶということになりますよね。それで、保育室が2つありますが、どちら側が、0、1歳または2歳か決まっているのですか。

**【事務局】**

今のところ、部屋を仕切ってというふうには聞いておらず、どちらでやるかというのは、各認できておりません。

**【会長】**

というと、0歳がお昼寝しているところを給食が通るということは可能、そういうことがあるのかどうかですね。それで、いい保育環境かいうたら違いますよね。だから、これは、やっぱりどこで保育がされるかということは、やっぱり確認をとっておかないといけないと。それから、手洗い設備の確認がとれてないという言われ方をしたかなというのを思うんですけど。

**【事務局】**

申し訳ございません、1階の平面図の上のこの2つのところになります。

**【会長】**

これは、やっぱり確認はきちっととらないと。このような形での手洗いは、どうなんかなということを思ったりもするんですね。言え、大きいシンクがあって、こう蛇口が2つついてるとい、これ、蛇口も来てるかどうか全然見えないし、それから便所って書いてある上のところにシンクがあって、沐浴とかやると言っても、これ、水道が来てるかどうか印が書いてないですよ。だからシンクだけあっても、水が来てなかったら意味ないということになってくるので、ちょっとその辺の図面上の確認をやっぱりきちっとしとかないけないのではないかなと思います。どこから水が出るかとか、それから暖房の関係とかですね。やってみて、全然、暖房する設備がないということになると、困ったことになると思います。

それと、この物入れというのは、このスペースで十分なんですかね。ちょっと狭いようにも思うんですけどね。これほか、全然、部屋の中に物入れがないですよ。そうすると、この物入れだけで十分達なのか、それともまた保育用具、教具なんかを入れるところのスペースをどこに置くのかということこまでも、やっぱり確認をとらないといけないのではないかなというように思いますね。

それから、0、1歳でしたら、おまるを使うとしたら、トイレの便所の中でおまるを置く

スペースが、これ、ありますか。保育室でそういうことをするという事になってくるので、便所のスペースが十分あるのかどうか。それから、そういうおまるを置いてやるようなスペースもちゃんとあって、それも洗えるようなところもきちっとあるのかどうか、それはやっぱり設置認可の場合はきちっと知っとかないかんことなんで。

いつも言ってるんですけど、12人をトイレ2個で足りるのかどうか。12人いて、みんなおしっこ行きますと言って、12人ざっと順番に並んで、2個しかなかったら待たせるのかどうかですよ。ということになると、おまるやら、簡易トイレというようなことも考えないといけないでしょうし、そういうスペースが十分ないとできないわけですからね。そうすると保育室の中に入ってくるというようなことになると衛生面の問題が出てくる。それで、そこで給食を食べるわけですから、そういうところをもう少しきちっとした日々の実際の保育の中で動線と、それから機能を、確認されたほうがいいと思いますね。

それとよくいつも言うんですけども、配置図に駐輪場って書いてありますよね。こちらは、屋根がついているんですか。ついていないと、お母さん、乳母車に乗せて持ってきたところに、駐輪場に乳母車を置いていきますよね。びしょびしょになりませんか。乳母車持って、また、どこか行くといことはないですよ。どこかに置くでしょう。とすると、そういう0から2歳まででしたら、12台、乳母車並ぶぐらいのスペースが必要になりますよね。2歳児が多かったら自転車を利用する人もいますよね。送迎してそのまま乗っていく人もいれば、保育園に置いて行く人もいますよね。

**【委員】**

この左側の駐車場に考えている1台のそこには屋根はついている、今のところ。そこもつけるの。

**【会長】**

それは、屋根ついているんですかね。でも、何か物置みたいになっていますよね。

**【会長】**

玄関ですからね。玄関のところやから。

**【委員】**

とめられませんよね、そんなに。

**【会長】**

それは無理ですよ。となると、そういう自転車、乳母車の駐車スペース。

**【事務局】**

ベビーカーとか自転車は、とめ置きではないです。送りが終わったらまた乗って、勤務地に。

**【委員】**

自転車は。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

乳母車は。

**【事務局】**

ベビーカーもそうです。

**【委員】**

ベビーカーもそうですか。

**【事務局】**

はい。基本的に保育園もそうですけども、そこに置いたまま出かけるということにはなっていないので、一時的に送迎のときだけ置くという形になります。

**【会長】**

そうしたら園で、ベビーカーは購入するんですか。

**【事務局】**

いや、それは個人持ちになります。

**【事務局】**

園児がお散歩とか行く分のバギーとかというのは、そういうやつは購入する形になると思います。

**【委員】**

その保管場所が要るんじゃないですか。

どこに置きます。

**【会長】**

置かないことになっているって、条例でそうなっているのか知りませんが、考えてみたら出勤する前にベビーカーを持って仕事場には行かないと思うんです。子どもさんがそこにいて預けるわけですから、ベビーカーもそこに預けるというのが。

**【事務局】**

実際には預けてないですね。

**【委員】**

そうですね。絶対。絶対っていったらおかしいけど。

**【事務局】**

預けてないですね。

**【会長】**

私、よくそういうのを聞くんですよ。だから、そのスペースも園側の運営の範囲内ではベビーカーを置くスペースも確保しないと、子どもさんを連れてきたわ、ベビーカー持ってまた帰って、また持ってきてというようなことはしないですよ。

**【委員】**

私の近所に保育園があるんですけども、見ていると、ベビーカーで送り迎えをする人は非常に少ないです。皆さん車で来られてます。通りを横断して、設備が2つに分かれているんですけど、車の出入りのための監視員、安全を含めて2人います。そういう配慮はここできらんだろうかと、連携施設の保育園と、こことがちょっと離れているでしょう。アクセスとかいろいろな面で、そういう事故のないように、あるいは近隣の方に迷惑にならないように、車を一時的にとめるいっても、そういうときの安全対策等、どのような配慮を考えているのか確認しとく必要があると思います。実際に、私はこういう似たような設備を自分の近くにあるから見ていますからね。

ベビーカーの問題は、そんなに問題にはなっていません。

**【委員】**

住宅を利用されるというときの問題点といえば、住宅の仕様、あるいは住宅でのつくり方になっているので、なかなか難しい部分がありますね。この図面、枚方市さんとどの辺まで詰められてるかというところもあるんですけど、おそらくある程度の改修をしなければならぬというところが出てきて、その改修のいわゆる項目というか、内容がちょっと今、見えない状況の中で、多分、恐らくそういう話になってるんだと思うんですね。図面だけを見ると、トイレはここを改修してこうつくるんだなというのはわかるんですけど、フローリングでするのか、あるいは床暖にするのかとか、その辺も、特にこういう古い部分であるとおそらく床暖もなかったりすると床暖もつけるのかとか、そういう改修計画みたいなのが、ちょっと見えないというところで、こういう疑問が出てくるのかなと思うんですけどね。

**【委員】**

それともう一つは、やっぱりご近所に対する配慮がどこまで事前にできておるか、あるいは開設したときにそこまでできるのか。私の近所にある保育園では、ご近所に対する配慮も含めて、車の監視員を2人置いておるわけですね、送り迎えのために。そういう面をどう考

えとるのかということをしっかり、ご近所に対する配慮と安全面の2点が重要ですね。

**【委員】**

その辺にも関係するのでしょうか、いかがなんでしょう。現在のギンガ保育園さんと地域さんとの関係というのは、すごく大きいと思うんですね。ある程度、いわゆる良好な関係を保っているのであれば、そういう形での延長上でという形になると思うんですけど、いかがですかね。ギンガ保育園さんと、特に近隣さんとのトラブルということは。

**【事務局】**

特にはないですね。

**【委員】**

ないということで。割と、良好な関係を築かれていると。

**【事務局】**

はい、そうですね。

**【委員】**

これは4月開園予定ですと、内装工事とか、もういろいろ始めてないとだめですよ。今、現況はどうなんですか。まだ、このままなんですか。建物自体、外装。はっきり言って、もう見積もりとって予算がとれない限りはできないから、それもやっぱり僕らに提示してもらわないと。

**【事務局】**

業者のほうは決定しております。

**【委員】**

だから、それだったら業者からの図面を今回の資料につけるとか、そういうことしないと、私たちも確認のしようがない。

**【事務局】**

これが、業者の図面になります。もともとの家には、幼児用の便所とかはございませんので。

**【会長】**

先ほど申し上げたように、水回りとか、その辺がわかる図面を提示してもらおうようにしていただいて、確認をとったほうがいいんじゃないかと思いますね。

**【委員】**

特に衛生面が大事ですね。

**【委員】**

だから、園庭がどういうふうな形になるのか。今やったらこれ、駐車場で荒れ果てた庭の写真をつけられていても、イメージ、僕ら湧かないじゃないですか。いや、こうしますよって、園児が来るように遊具はとか、例えば芝生だけにするとかでもいいんですけど、囲いもきちっとつけてやるとか、そういうイメージが湧きますか。僕ら、それを審査するんやからね。

**【会長】**

ちょっと遊具置くには、スペースがね。

**【事務局】**

そうですね。遊具は、広さからいうと置いてしまうと余計狭くなるというところもありますし、入ってくる子どもが一、二歳ということですので、外で遊ぶ子どもは大体2歳ぐらいになってくると思いますんで。ここだけで遊ぶということではないんでしょうけども、遊戯室というのであれば、というところは、もちろんあるとは思いますが。

**【委員】**

そうしたらすみません。駐輪場ですけど、送り迎えされるときに駐輪場はそれでいいんですけども、職員の方、車庫がないので車では通勤できないので、自転車とかバイクになりますよね。それから、私たちもよく保育所のほうに出入りさせてもらうときに、早朝、早くに来られるパートの人、また、夕方とかものすごく出入りが、ここはもう上下入ったら最後までおられるとか、そこはちょっとわからないんですけども、今まで寄せていただいたところは、やっぱり出入りが時間で行っておられる方は、外にきちとした職員のための駐輪場の場所をとってありますよね。そういうのが、こういうとこでとれるのか。とれなかったら、近所にある、もう一つの保育園にスペースがあるのかどうかということ。

**【事務局】**

今、職員用というのは、ここでとるのはもう無理だと思いますので、おそらく隣のギンガ保育園のスペースを使うという形になると思います。

**【委員】**

そうですね。これ見ていたらね。

**【会長】**

よろしいですか。あと就業規則等なんかも、ギンガ保育園等と同じになってくるということですよ。

**【事務局】**

基本のベースはそうなります。

**【会長】**

やっぱり今、小規模になりますと、人数も非常に少ないので、年休等々なんかも設定されている場合に、そういう意味での連携というのはギンガ保育園からあるんでしょうか。

**【事務局】**

先ほどの連携施設、資料でいうと何番でしたっけ。

**【会長】**

勤務表はありましたけども。

**【事務局】**

勤務表もあるんですけど、一番最初の1よりも前の資料の付表の1の連携施設のところに、要は、ギンガ保育園が連携施設になりますので、代替保育というふうに書いていますが、真ん中のとこです。○してあって右側ですけども、ここに職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合にギンガ保育園から保育士が来て、抜ける間の保育をするという、そういう形になっています。

**【会長】**

ということはギンガ保育園自体は、ある程度、定員以上は職員の人は確保されているわけですか。

**【事務局】**

そうですね。

**【会長】**

はい、わかりました。

**【委員】**

規模は何名ぐらいになるんですか、現在、ギンガ保育園というのは。

**【事務局】**

120名です。

**【委員】**

実際、実態を見てたら、なぜ、ベビーカーで来ないかと言うと、皆さん、遠くの方から来てるんですよ。車じゃないと来れない方ばかりが来てます。近所の人が来るということは、

まずないんですよ。だから車が大事であって、隣近所との関係が大事であり、そういう見張りがいるというふうなもの、そういう関係なんです。ほとんど実態は、遠くから来ておられます、皆さん。

**【菊地課長】**

遠くかどうかというのは、いろんな方がおられます。やはり車でご通勤されるというところで、車の利用が多いというのは確かにあるかと思えます。ただ実際に、どのあたりから来られてかというのは、やはり地元でという方が、ご意向も強いですので、遠方の方もおられれば近隣の方、近隣の方でもやはり通勤の途中ということがあるので、お車はお使いになられたいとかというところが、確かに多いのかなというふうには思えます。

**【会長】**

どちらにしても駐輪場の問題と、それと先ほど指摘させていただきました物入れですね。このあたりのところが、やっぱりちょっと実際の保育をやっていくと、いろいろな不都合が出てくるのではないかなと思えますので、そのあたりを確認していただければと思います。

よろしいでしょうか。そうしたら、そのあたりを確認していただいて、市のほうで施設を見て、これでいけるだろうという確認ができたなら、認可をしていただくということで、ギンガ保育園の認可申請に対して認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

それでは、今、何点か確認というお話がありましたが、それについては、一定、例えば、まだ完成もしてないというところもありますけども、そこは改めて、こういった場ではなくて何らかの形で委員の皆様にお示しをするという形によろしいですか。

**【会長】**

よろしいですか。

**【委員】**

そうですね。結果というか、メールでもけっこうですので、私らもやっぱり審議する以上、最終確認というのが必要になってくると思えますので。

**【事務局】**

わかりました。

**【会長】**

じゃ、そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、次の園、常称寺枚方駅前保育園の審査に進みます。財務の部分については、委

員から、報告をお願いいたします。

#### 【委員】

常称寺枚方駅前保育園につきましては、事業者は社会福祉法人めぐみ会になりますが、法人設立は平成6年4月になります。事業計画につきましては、先ほどのギンガ小規模保育園とほぼ同じで、2園を運営されています。収入、会社でいう売り上げ、事業収支の剰余金を見たところ、財務状況としては安定しています。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、財務状況は非常によいということですが、それについて、別に委員の皆さんからはなかったですか。よろしいですか。

それでは説明のほうを事務局のほうから、よろしく申し上げます。

#### 【事務局】

それでは、次の常称寺枚方駅前保育園の概要を説明させていただきます。

まず、こちら地図なんですけども、こちらが、今、皆さんがいらっしゃる枚方市役所になります。ここが枚方市駅になりまして、そのすぐ横のこのビオルネという商業施設の1階に保育園が設置されます。商業施設の中の1区画になっておりまして、この1階のフロアマップのこちらの区画になります。もともと信用金庫が使っていたスペースになるんですけども、そこを借りられます。こちらが、商業施設の外観になっておりまして、このあたりが保育園になります。

園庭ですが、保育園が商業施設の中となっておりますので、園庭は離れた公園に設定することになり、場所はこちらになります。ここが保育園ですので、大体270メートルで、4分ぐらいとなっております。大人の足で4分ですので、子どもでいうと、もう少しかかるかと思えます。

公園までの経路ですけども、大変交通量の多い道路になりますが、歩いてみますと交差点付近の2カ所と最後の角を曲がる10m手前以外はガードレールがありますので、基本的にはガードレールで覆われているようなものになっております。

こちらの公園なんですけども、外観がこのようになっていまして、19人の子どもに対しては十分な広さがございます。また、こちらにブランコ、ここが砂場になります。利用なんですけど、私、日曜日のお昼間に行ったんですけども、そのときの利用される方はいなかったですので、そんなに普段から利用の多い公園じゃないのかなと思いますので、近所でご利用される方とのトラブルにもならないのではと想定されます。

公園への入り口は、こちらが階段になっており、もう一方の入り口は坂になっています。図面といたしましては、添付資料の12番に付近図と配置図と平面図を添付させていただいております。

園の駐輪場と駐車場ですが、駐車場は商業施設ビオルネのお客さん用の駐車場を使わせていただきますので、付近の道路に停車するというようなことも起こりにくく、近隣住民の方

とのトラブルにもなりにくいのではないかと思います。駐輪場は、駅前ですので自転車で来られる方も当然、想定されるんですけども、ここの道路の並びに 90 分間は無料になる駐輪スペースがございますので、基本は園としてはそこを利用していただいて、送迎だけですので 10 分、15 分で終わりますので、料金もかからず、通行の方にも邪魔にならないように利用していただけるというふうに考えています。

概要は以上になります。

審査については、先ほどのように読み上げると、時間を要しますので、一定時間をとらせていただいて、ご質問等随時していただくという形がよろしいかと思いますが。

#### 【会長】

それでよろしいですか。

そうしたら常称寺枚方駅前保育園の認可申請の資料を見ながら、何か質問があったら随時していただくということいいですか。それでは、お願いいたします。

#### 【委員】

今、ぱっと見ていただいてすごくわかると思うのは、図面って、多分、この図面なんですよ。先ほどのギンガ小規模保育園についてもこの図面が多分あるはずなんです。これを見ると、真ん中あたりの床面はホモジニアスビニールタイプで床暖房するんだなというのがわかりますし、先ほど会長が言われたように、戸棚はどこそこ、収納はここにできますとか。例えば、トイレスペースなんかを見ていただいたら、ここで床排水するとか、シャワーがついてるとか、いわゆる水回りとか、この図面が多分あるはずなので、それを見ただけで、多分、大抵のことはわかると思いますので、手洗いなんかも、ああ、ここに手洗いがある、ここに戸袋ができるとか、ここに収納があるというのは、多分、設計されるときに、そういうのをやられると思うので、それを見ていただいて確認していただけたらいいのかなと思います。

#### 【会長】

図面にサービスコーナーってありますね。ここに扉がついているんですけども、これは使用する扉なんですか。玄関がこっちにあるんで、玄関から入るという形になると思うんですよ。こちらの扉が使用できるのであれば保育室を通らないあといけなくなるので、どうなるのかなと。

#### 【委員】

A T Mは残るということですかね。

#### 【事務局】

残っています。残っているんで、ここはもう締め切りで通らないようにします。

#### 【委員】

3台残るんですね。ATM使うためには、図面の右側から入りますね。

【委員】

これ、夜間金庫のスペースも残るんですか。

【事務局】

残ると思います。

【委員】

外から投入するんですね。

【事務局】

そうですね。それは、枚方信用金庫も、そのまま必要になるかと思いますので。

【会長】

これは壁ですよ。

【事務局】

それは壁になりますね。

【会長】

このところの、さっき扉を閉めてしまうということやけど、仕様はガラスなんで中が見えてしまうのはどうですかね。目隠しするとか、材質と全然違って、でも、この入り口を殺してしまうとかいうような設計ではないのかな。

【委員】

出口やっぱり、非常のときに出るの2つ要りますよね。

【会長】

2方向あればいいね。ということは、使うということですね。そういう意味でいうと。

【事務局】

そこは確認させていただきます。

【委員】

そうですね。確認をしていただかないと。そこで出入りされたら保育室の中を通るようになりますので。

【委員】

でも、会長、ここのドア利用できたら、子どもら外回らんと、中抜けて公園に行けるんで安全は安全なんですね。ただ、不審者が入ってくる可能性はありますよね。

**【委員】**

うまくロックができるといいんですけどね。

**【会長】**

使い方でしょうね。これをどう使うかですね。

また、同じことを何度も言って申しわけないですけど、保育室と記載がありますが、この園は、0歳がなくて、1歳で9名、2歳で10名ですので、どの辺で、1歳と言っても1歳になりたての子と、2歳に近い子とではやはり、昼寝の時間帯も全部違いますからね。お昼寝する子たちとの間仕切りをどうするのかを確認していただくようにお願いします。

**【委員】**

ここの賃料は、高いんじゃないんですか。

**【事務局】**

そうですね。駐車場とか、やっぱり大きな建物の中のいろんな管理の経費とか、そういったものがありますので。

**【委員】**

それで収支がとれるんですか。この小規模で。

**【事務局】**

子どもが定員いっぱい入園して、収支が同じくらいですね。

**【委員】**

そうでしょう。

**【委員】**

30年の予算書は出ているんですよ。一応、収支が同じでできるようには予算書はできていますね。

**【委員】**

本体のほうは、それなりに利益上げておるんですか。

**【委員】**

はい、本体は、先ほど説明させていただいたとおりです。

【委員】

ですから、これは、もう本当に、ボランティア的にされるということですか、事業計画は。

【委員】

事業計画から言うと、そうなります。

【事務局】

やはり待機児童がたくさんいるという中で、少しでも社会福祉法人として貢献したいという思いでされていますので。

【委員】

なるほど。

【委員】

駅に近いから、電車に乗って働きに行くお母さんは助かりますね。

【委員】

便利なところだから、皆さん、これは喜ぶと思いますけどね。

【委員】

連携園とは、距離は離れているんですか。

【事務局】

連携園は、少し離れていますね。

【委員】

じゃ、日常的にいろんな活動を連携するとかではない感じなんですよ。

【事務局】

さっきほどの園のように、隣接ではなく、車で10分、15分のうちに1園ずつございます。

【委員】

大人はそれぐらいの距離でもいいんですけども、子どもの活動の連携は難しいということですね。

【委員】

食事は。

【事務局】

食事は、市内で車で15分ぐらいかかるところにあります同一法人が運営する蹉跎保育園から運び込むことになります。

**【委員】**

なら冷たくなりますよね。

**【事務局】**

そうですね、やはり運び込むのに15分、20分かかると思いますので冷めるとは思うんですけど、その後、さきほどの園と同様に調理設備で温めるという形になります。

**【会長】**

非常に言いにくいんですけど、園庭について、日曜日に写真撮りに行きはったようなことをおっしゃってましたね。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

保育園は日曜日やってないのに、何で日曜日行きはったの。

**【事務局】**

申しわけございません。休日で、市内に出てきておりましたので、園庭を実際に見とく必要があると思ひまして、休日になってしまいました。

**【会長】**

できたらやっぱり開園のときに見んと、どんな状態かというのはやっぱりなかなかわかりにくい。何で日曜日に行きはったかなと。

**【委員】**

仕事が厳しいんじゃないですか。

**【会長】**

ほとんどいなかったというけども、もしからしたら平日にたくさん利用されているかもしれないですよ。

**【委員】**

近所にうみのほし幼稚園がありますよね。

**【事務局】**

認定こども園のうみのほし幼稚園ですね。

【委員】

そこの子たちの利用があるんじゃないですか。園から近いでしょ。

【事務局】

ただ、幼稚園の方が公園より遊具が充実しておりますので、頻繁な利用は考えにくいかと思えます。また、平日に公園を見に行くようにさせていただきます。

【会長】

他にございませんか。

保育課程は、すごい綿密に作成されていますね。本園でもきちっと作成されてるんでしょうね。

【委員】

この園は、利用する人には便利ですね。駅中にあるような感じでしょうね。

【事務局】

もうすぐ横ですからね。

【委員】

ここは、ちなみにもう工事自体は着工していますか。

【事務局】

本格的な着工はまだかもわからないですけども。

【事務局】

12月の2週目に工事の契約が終わっております。

【会長】

他、よろしいでしょうか。

では、常称寺枚方駅前保育園の認可申請に関して、特に意見というのは、なしでよろしいですかね。

扉ぐらいですかね。少し気になったのは。

【委員】

園庭まで少し遠いのと、交通量も多いのと。

【委員】

気をつけないといけませんね。

**【委員】**

そこぐらいですね。

**【会長】**

移動のときは、乳母車とかバギーとか、1歳半ぐらいから歩いていると思うんだけど、1歳児の前半の子が入ったときは乳母車が必要ですよ。

**【事務局】**

散歩車ですかね。

**【会長】**

人通りも多いので、それだけの安全を確保できるようにするということが、わかってらっしゃるとは思うんですけども、確認していただく必要があると思います。

**【会長】**

それでは、そういうことで申請認可ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

承認するというので、よろしくをお願いします。

それでは、次、最後、3園目になりますが、3園目は長尾小規模保育園のことになります。では、まず、財務の部分について、委員からよろしくをお願いします。

**【委員】**

運営者は、社会福祉法人長尾会というところになりまして、昭和51年3月の設立で、歴史ある社会福祉法人で、現在、保育園を3園を運営されています。平成28年、29年3月の事業収支差額等を確認したところ、審査表の1番、2番の資金面については、順調な経営をされていると思います。

**【会長】**

ありがとうございます。ということだと、経営面では何の問題もないと。それでは、事務局から概要の説明をお願いします。

**【事務局】**

3つ目の長尾小規模保育園ですが、長尾幼稚園の敷地内の、この丸になっているところなんですけども、敷地内に今まで地域の子育て支援という形で地域の子どものサービスのた

めに使っていた建物を、今回、小規模保育に使うということになります。こちらが長尾幼稚園で、この建物が長尾保育園になります。

建物への入り方としては、この住宅のほうから、ここの矢印のとおり入ってきて、ここの坂を下って行って、ここから入るといような形になります。

この写真の写りですと、少し狭く見えるんですけど、実際は幼稚園バスが転回できるぐらい広く、警備員を現在も配置しておりますので、駐車問題に関しては、特に問題にならないと考えています。

続きまして、こちらが今の矢印の方向に入っていったときの図になるんですけども、実際、ここを下っていくと、さっきの建物のほうになりまして、平屋になります。

今まで子ども用に使っただけに、駐車場との区切りもしっかりされています。

保育室や手洗い場とかはこのようになっており、4月の開園に向けてこれから整理されていきます。以前も使用されていきましたので、子ども用の手洗い設備やおもちゃなどは、既にある状態になります。ここの区画は、調理設備を配置されることになります。子ども用のトイレは、既にありこういう形になっております。この写真は、また室内を別の角度から見たものになります。こちらは、大人用のトイレになります。そして、ここが、玄関です。

**【委員】**

大人は、トイレの後は、どこで手洗いするんですか。

**【会長】**

この図ですと、トイレの上についていますよね。

**【事務局】**

そうですね。

**【委員】**

水洗の上のところであるんですね。

**【事務局】**

はい、写真では一部しか写ってませんでした。

園庭については、長尾保育園が現在、基準以上に園庭を設けてますので、そこの一部を使わせていただくという形になっておりますが、6名分になりますので、面積基準上は問題なく、実際、かなり広くて、この逆側に、子どもがいっぱいいたので撮影できなかったんですけども、遊具もすごく充実してまして、かなり広い園庭となっております。

概要説明は、以上になります。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、先ほどと同じように各委員の皆様の中で、書類を点検していただいて、質問があれば、していただくという形でしたいと思います。

**【委員】**

駐車スペースも広いし、その点は問題ないですね。  
逆に地域の方が、困るんじゃないですか。地域の子育てに使っていたんでしょう。

**【事務局】**

保育園のほうに、保育園をもうかれころ 10 年ぐらい前に建てかえられたんですけども、建てかえのときに、地域の部屋は地域の部屋で、そのときにつくっておられます。だから、それは、多分、それ以前に使っていたところだと思います。

**【委員】**

では、あいていたわけですね。

**【事務局】**

はい、もうこっちは使わなくなったと。

**【委員】**

これ、平成 20 年 3 月に、建物登記されているんですけども、今度、小規模に使うに当たり、多少のイノベーションというか、それを考えてはるんですか。それとも、このまま行かれるの。

**【事務局】**

今、聞いているのは、この床にカーペットとか敷いたりという対応を考えるというふう聞き取りをしております。

**【委員】**

できたら、冷暖房設備、床暖房が。

**【事務局】**

そうですね。冷暖房設備は、2 台ついてます。これがもう 1 台、もう 1 部屋にもあります。

**【委員】**

ここは、土地も広いし、場所も長尾も奥のほうなんで、特に問題なさそうな気が僕はするんですけども。

**【委員】**

基本的に問題なさそうですね。

**【委員】**

玄関、内側から写した写真ですが、保育園でも十分対応されてと思うんですけど、玄関を入れてすぐの所、オープンになっているので、1歳児もいるので、間仕切りのようなものを考えられていると思うんですけど、どのようにされるのか確認いただけたらと思います。

あと、もう一点、こちらの法人は、幼稚園の運営が中心になるのでしょうか。

**【事務局】**

社会福祉法人として保育園を、学校法人として幼稚園を、両方運営されています。

**【委員】**

両方運営されていますけど、いわゆる法人さんの中でいろいろあると思うんですよ。幼稚園が主流なのか、保育園が主流なのか。別法人でやられているところで、別法人さんで、いろいろあったときに、法人さんの中でうまくその辺はやっていただいたほうがいいかなと思うのは、幼稚園さんが小規模をされるときに問題みたいなのがあって、今回は職員の構成は元保育園の先生がおられるということなんですけど、以外と、法人さんの中で異動があったときに、幼稚園の先生がぼんと小規模で勤務されるときがあるんですよ。今回の場合には、そんなことがないかと思うんですけど、やはり幼稚園の先生が小規模保育するのは結構難しいので、本人もすごくストレスを抱えるし、やっぱり保育してもうまくいかなくなってくるので、その辺の人事計画を多分されると思うんですけど。

保育計画はしっかりやられると思うんですけど。

**【会長】**

もう少し具体的な計画を添付してもらいたい。そこのところを見ないと、実際に運営していくときに、どのような形でやられるのかというのがなかなか見えてこないの。

0歳児は1人でしょう、そうしたときに、その友達関係をどうするんだろうか、大きな目標に書いてあるけど、0歳児1人でどうするのか。0歳と1歳のかかわり方をどのようにするのか、2歳との関わりをどうするのか。

**【委員】**

おそらく、どの法人さんも日ごろから保育をやられていて、きちんとやっていたというものはあるんですけど、それこそいろんなものがそろっている中で。逆に、今回、こういう小規模の場合には、やっぱり落とし穴かなと思うのは、新しく、こういう場所を借りたとか、一軒家を借りたとか。できるできるって思いがちなところがあると、思わぬ事故が起こったりしてしまうかなとは思っているので、新しい場所で、しかも、0、1、2歳という手のかかる、あるいは安全をきちんと配慮しないといけない歳児の子どもというふうになると、やっぱり施設計画、環境計画とかは、慣れていच्छやるがゆえに、きちんとされたほうが、思わぬ事故が、先生方自身も思わぬ事故を招かなくても済むのかなというふうには思います。

**【委員】**

こちらの写真を見ますと、段差があるでしょう。この段差は気になりますね。先生も子ども、子どもは特にね。これに対するやっぱり配慮をどう考えとるかということは、ちゃんと押さえとく必要はあるんじゃないでしょうか。

**【事務局】**

入ったとこの部分をどうするのかということと合わせてですね。

**【委員】**

はい。

**【会長】**

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、若干の委員からの意見も出てまいりましたですけども、一応、その辺のあたりをまた確認していて、承認するというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

**【会長】**

ありがとうございます。それじゃ、委員会として、長尾小規模保育園の認可申請に対して、承認するというので。これで、一応、3園の審査終わります。

それでは、審査会として各園の認可について、それぞれで見てまいりましたけれども、意見をまとめたいと思うんですが、1園ずつ審査しましたので3園の審査を終わられて、何か、1園目、2園目、3園目ということで、ご意見を付加するとか、また、修正をというようなことはございますか。よろしいでしょうか。

**【会長】**

修正等ございませんか。それでよろしいですか。あと確認事項が、やっぱり多いものになっていますので、確認をきちっとしていただくということ。

それから、あと、やっぱり実際にスタートしてからの保育状況、進捗状況とか、それから委員会での、実際に小規模で運営していった、保育園じゃない、認可保育園とはまた違う、普通の0歳から6歳までいる保育園と違う小規模の場合というのは、やっぱり少人数で対応しているところで、いろんな問題が出てきていると思うんですよ。そういう、ここは認可をするだけで、前も社会福祉審議会の中でいろいろあったんですけど、認可するだけでいいのか。その後の管理をどこがするのかという話がありました。法人監査のほうは、多分、監査の部署がやると思うんですけど、このような小規模の保育所について、私たちがしないといけないのであれば、この審査部会もこまめにやっていただくということが必要になってくるやろうし、そういう状況の説明をきちっと委員の皆さんのほうにさせていただかないといけないかと、今後のこの審査部会の運営も含めて。

【委員】

全く、賛成。おっしゃるとおりと思いますよ。

【会長】

やっぱりきちんとしていかないと、認可だけしたらええというもんじゃないと思うので。

【委員】

せめて4月に開園したら、開園してこうこうなりましたぐらいのメールでも何でも結構ですから、報告いただかないと、去年も、ここでけんけんがくがくやって、あの園、どうなったんかなみたいな話ですからね、今になったら。

【委員】

そうですよ。こういうところで、前回のところについては、こういうふうになんていいますということがあって、やっぱりそういうことがあったらいいですね。

【会長】

ぜひ、また、ご検討いただければと思いますけど、よろしくお願いします。

【事務局】

はい。

【会長】

そういうことで、一応、再度、確認をとということは、もうよろしゅうございますか。もう、いろいろ各園ごとに言いましたので、また、その件でお願いしますということにします。

じゃ、その他ということで、案件のほうがありますが、その他、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

また、事務局のほうで、今後、本日いただいたご意見なども確認をさせていただきながら、手続のほうを進めさせていただきたいと思っております。また、その他といたしまして、冒頭でもご説明させていただきましたけど、会議録のほうにつきましては、事務局で案を作成させていただいた後、委員の皆様にお送りはさせていただきますので、その節には、またご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

その他は、事務局からは以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明について、何かご質問等ございますか。できましたら、Eメールでいた

だいたほうがありがたいですがね。内容確認して直すにしても。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました案件、全て終了ということになります。

これをもちまして、第1回の枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会のほうを終了させていただきます。

どうもお疲れさまでございました。

**【事務局】**

ありがとうございました。

(散会)